

沖縄県家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画

沖縄県

はじめに

本県においては、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）」（以下「家畜排せつ物法」という。）が施行されたことを受け、堆肥舎等の家畜排せつ物処理施設を計画的に整備してきた結果、法に基づく構造設備基準は、全ての適用対象農家において遵守されている。

一方、近年の畜産経営の規模拡大、環境規制への更なる対応の必要性や地域的偏在化、混住化の進展等による周辺住民からの苦情の深刻化もあり、汚水の浄化処理対策や臭気の低減対策の強化が畜産経営の継続のためにも必要な状況となっている。

こうしたなか、本県においても畜産業が将来にわたり健全に発展していくためには、引き続き家畜排せつ物の適正な管理の維持を図ると同時に、その利用を一層促進し、環境と調和した畜産経営の確立を図る必要がある。

さらに、家畜排せつ物の利用に関するニーズの多様化に対応するため、資源循環の重要性や堆肥施用による土壌の作物生産機能の増進等について、広く畜産農家や耕種農家等へ情報提供を図るとともに、汚水処理及び臭気低減に資する低コストで実用的な技術の開発を推進し、家畜排せつ物のエネルギー利用の促進を図る取組み等を実施しつつ、畜産業の社会的意義について消費者の理解醸成を図ることも不可欠となっている。

このため、本計画により、家畜排せつ物の利用の促進、畜産環境問題の解消及び消費者等の理解の醸成に資するために必要な基本的考え方を示し、畜産農家をはじめ、県、市町村、農業関係団体及び農業者等の関係者が一体となり、環境と調和のとれた健全な畜産業の発展を一層計画的に推進する。

なお、本計画の期間については、国が令和2年4月に公表した「家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針」（以下「基本方針」という。）に沿い令和12年度までとする。

第1 家畜排せつ物の利用の目標

1 現状

(1)本県畜産の現状

本県の畜産は、亜熱帯の温暖な自然特性を活かした生産振興が行われている。特に肉用牛経営においては、離島地域を中心した自給飼料生産等の推進により、全国有数の産地となり、本県農業の基幹部門となっている。また、農業産出額において、畜産部門は平成30年には449億円を産出し、農業産出額全体（988億円）の45.4パーセントを占めている。

本県は、島しょ県であり、畜産業は特に離島地域の主要産業となっていることから、今後とも安定的な発展を図る必要がある。

表1 畜産経営の現状 単位:戸、頭、千羽

畜種	飼養戸数	飼養頭羽数	1戸当たり 飼養頭羽数
肉用牛	2,380	74,700	31
豚	237	209,800	885
乳用牛	64	4,230	66
採卵鶏	46	1,356	29
ブロイラー	15	707	47
計	2,742		

資料:農林水産省「畜産統計」(平成31年2月1日現在)

(2)適正管理

家畜排せつ物は、畜産経営の生産活動に伴い生じる副産物であるが、営農活動の一環として、自らの責任で適正に処理することが基本となる考え方である。したがって、処理のために必要な家畜排せつ物処理施設の整備や維持・管理は自ら行うべきものと考えられると基本方針に定められている。

本県においては、家畜排せつ物法が施行されたことを受け、堆肥舎等の家畜排せつ物処理施設を計画的に整備してきた結果、同法に基づく管理基準のうち、構造設備基準は、全ての適用対象農家において遵守されている。一方で、管理方法基準は、家畜排せつ物の発生量の記録等が、一部遵守されていないため、指導を行っている。

また、施設によっては、老朽化等が懸念されるため、巡回による把握と管理指導を行っている。

(3)利用促進

本県における年間の家畜排せつ物発生量は、平成31年の発生見込みで約1,356千トン推計される。このうち、肉用牛によるものが約704千トン(51.9%)、養豚によるものが約486千トン(35.8%)、その他は約166千トン(12.3%)と推計され、肉用牛と養豚で全体の87.7%を占めている。

家畜排せつ物は28.7%が浄化・放流等、71.3%が堆肥や液肥等の肥料として利用されていると見込まれる。

しかし、地域によっては、家畜排せつ物発生量に偏りがあり、堆肥流通に課題があること、また、堆肥の利用を望む耕種農家が多い地域でも、利用者が期待する品質が満たされていない、情報不足、コストや堆肥の散布労力の不足の問題により十分に利用が進まない面もある。土づくりの促進には、堆肥の適切な利用が不可欠な中で、堆肥の全県的な流通の重要性が従前より増している。

表2 平成31年 家畜排せつ物発生量(推計) 単位:千t

項目	肉用牛	豚	乳用牛	採卵鶏	ブロイラー	合計
ふん	523	170	56	60	34	843
尿	181	316	16	—	—	513
合計	704	486	72	60	34	1,356

資料:農林水産省「畜産統計」(平成31年2月1日現在)

表3 家畜排せつ物仕向割合(推計) 単位:千t

家畜排せつ物 発生量	浄化・放流等	肥料利用量	肥料利用量	
			堆肥・液肥	その他
1,356 (100%)	389 (28.7%)	967 (71.3%)	925 (95.7%)	42 (4.3%)

資料:農林水産省「畜産統計」(平成31年2月1日現在)及び沖縄県調べ(平成31年4月1日現在)

(4)新たな課題と動き

国際交渉の進展を踏まえ、関税削減等に対抗できる畜産経営の体質強化が求められる中、家畜排せつ物法の本格施行から約15年が経過し、処理施設の老朽化が顕在化している。利益を得にくい家畜排せつ物処理施設については、修繕や更新のための費用を計画的に経営内に留保し、適切な再投資を確保する必要がある。一方で豚熱(CSF)の発生や、新型コロナウイルス感染症のまん延により畜産物需給の不均衡が生じる等、畜産経営は厳しい状況にあることから、融資制度の活用など支援を行うことも必要である。

また、強い農林水産業の構築のために増頭・増産に取り組む際には、併せて増加する家畜排せつ物の利用促進を図ることが重要である。

さらに、耕種農家の土作りを促進するに当たり、堆肥の適切な利用が不可欠な中、「肥料取締法(昭和25年法律第127号)」の改正(改正後の法律題名:「肥料の品質の確保等に関する法律」(以下「肥料品質確保法」という。))により堆肥と化学肥料の配合に関する規制が緩和されたことで、土づくり効果と高い肥効を兼ね備えた肥料の生産が可能となり、高付加価値化、用途の多様化による、全県的な流通の余地が拡大している。

2 基本的な対応方向

(1)家畜排せつ物の堆肥化の推進

本県では、亜熱帯の温暖な自然特性を生かし、肉用牛、豚、さとうきび、さやいんげん、きく、マンゴー等、多様な作目が戦略品目や安定品目として展開されており、おきなわブランドの確立による生産供給体制の強化に取り組んでいる。

また、農業生産活動に起因する環境負荷の低減や、消費者の食料に関する安全・安心かつ良質な農産物の需要増大に対応するため、有機農業の推進、エコファーマーの認定及び特別栽培農産物の認証、持続可能な農業生産方式の導入も推進している。

これらのことから、畜産農家と耕種農家、環境保全型農業取組農家その他農業生産組織との連携を強化し、堆肥や液肥の利用拡大及び適正利用による土づくりを基本とした資源循環型農業の構築に努めることが重要である。

堆肥の利用拡大に当たり、堆肥生産者は、利用者との情報交換に基づいたニーズを的確に把握することに努め、堆肥の成分分析、ペレット化、化学肥料等との配合、袋詰めによる取扱性、運搬のしやすさ等を高めつつ、県、市町村、農業関係団体は、必要な情報の収集・提供、堆肥需給のマッチングに努め、堆肥の地域内での利用促進や全県的な流通の円滑化を推進する。

なお、土づくりの促進に当たっては、土壌診断に基づき、ほ場の状態を把握した上で適切に堆肥等を施用することを推進する。

(2) 家畜排せつ物のエネルギーとしての利用の推進

家畜排せつ物の利用の促進については、「沖縄県バイオマス総合利活用マスタープラン」に基づき、堆肥の農地還元を中心とした資源循環システムの構築を基本とする。

また、家畜排せつ物が過剰に発生し、堆肥等の利用だけでは対応できない地域においては、バイオマスの活用や家畜排せつ物の偏在化解消の観点から、家畜排せつ物のメタン発酵によるガス、電気等の再生可能エネルギーの利用についても市町村と連携して推進の検討を行う。

家畜排せつ物のエネルギー利用については、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）」に基づく再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度（以下「固定価格買取制度」という。）が平成 24 年度から開始され、売電収入による経営全体の収支の改善も期待されるが、令和 2 年度に制度の抜本的な見直しが行われていることに加え、メタン発酵施設の整備に当たっては、中期的な経営収支や原材料確保の見通し、消化液の散布先、県内の電力系統への接続状況等を考慮する。

(3) 畜産環境問題への対応

畜産農家の規模拡大、環境規制の強化、混住化の進展により周辺住民からの苦情が顕在化し、汚水処理対策や臭気対策の強化が畜産経営の継続のために必要となっている。

畜産業から発生する汚水は、「水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）」に基づき、健康項目の硝酸性窒素等に係る暫定排水基準値 500mg/L（令和 4 年 6 月 30 日まで）が適用されているものの、将来的には一般排水基準値 100mg/L が適応される可能性も想定して、対応する必要がある。

さらに、本県では 9 河川水域、5 海域のいわゆる内湾等の閉鎖性海域において上乘せ排水基準を設定しており、それらの指定地域ではより厳しい環境規制に対応する必要がある。

また、離島地域では、地下水を水道水源とする場合があり、硝酸態窒素や亜硝酸態窒素による汚染についても留意する必要がある。

本県における平成 31 年度の畜産環境問題発生件数は 44 件で、うち 28 件が悪臭関連の苦情である。最近では、各市町村の判断により、「悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）」に基づく排出規制の対象を、物質濃度規制に変えて、複合臭等に対応が可能な官能検査による臭気指数規制を導入する動きもある。一方で、悪臭関連の苦情は、悪臭防止法の規制値をクリアしても解決に至らない事例が散見される。

このため、畜産農家に対しては、適正な家畜の飼養管理や施設管理の指導を実施すると

ともに、畜産業の社会的意義について周辺住民への理解醸成に努める。また、畜産農家が農場周辺の美化や、地域活動に積極的に参加する等により、周辺住民と良好な関係を構築することを促し、畜産環境問題の解決を図ることとする。

3 対応の具体的方策

(1)家畜排せつ物の堆肥化の推進

① 堆肥の地域内での利用促進

畜産農家は、経営内で生産した良質な堆肥を適切に施肥することにより、まずは自給飼料生産を推進することが重要である。

地域内での堆肥の有効活用にあたっては、環境保全型畜産確立推進指導協議会や土づくり運動推進協議会の推進団体が連携し、堆肥の利用促進に関する普及・啓発に取り組むことと併せ、県、市町村、農業関係団体は、畜産クラスターの仕組み等を活用する取組体制を整備し、主導的役割を果たす。

特に離島地域は、島しょ性を考慮すると、自立型の資源循環型農業、ゼロエミッション・アイランドの実現が重要な課題であることから、離島地域の主要産業である畜産業と、さとうきびを始めとした耕種農業が連携し、島ぐるみで土づくりを促進することにより、離島地域内の堆肥の利用促進を図る必要がある。

また、農家の高齢化に伴い、堆肥生産、散布作業等が負担となり、堆肥利用の促進に支障が生じる可能性があるため、負担軽減のために、地域の実情や防疫衛生面を考慮しつつ、地域の堆肥センターの機能向上や活用を促進するとともに、散布体制の整備に向けたコントラクター、ヘルパー等の外部支援組織の育成や利活用に努めるものとする。

② 堆肥の全県的な流通の円滑化

堆肥の生産量が需要を超えている地域では、堆肥を必要とする地域に対して堆肥に関する情報をインターネット等を活用して積極的に提供する体制を構築するほか、利用者ニーズに即した情報を的確に把握し、全県的な堆肥供給の促進を図る必要がある。

堆肥を必要としている地域の品質に関するニーズに対応するためには、堆肥の成分分析を行った上で、完熟化、ペレット化、化学肥料との配合等の堆肥の高品質化を推進することが重要である。

また、流通を促進するため、必要性や効果を考慮したうえで、家畜排せつ物処理施設整備のための補助事業、税制優遇措置、制度資金による融資など情報提供の体制を構築するとともに、処理高度化施設の導入の検討を行うものとする。

(2)家畜排せつ物のエネルギーとしての利用

家畜排せつ物が多量に発生する一方で、需給の不均衡が生じ、堆肥等の利用だけでは対応できない地域においては、バイオマスの活用や家畜排せつ物の偏在化解消の観点から、メタン発酵等によるエネルギー利用が進むよう情報提供を行う。

また、再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度の活用にあたっては、中期的な経営収支や原材料確保の見通し、消化液の散布先、県内の電力系統への接続状況等も考慮する

とともに、固定買取制度を活用して売電する場合には、売電に係る施設は国の補助対象にならないことに留意して推進の検討を行う。

(3) 畜産環境問題への対応

畜産経営に由来する汚水や臭気に係る規制の強化は、水質汚濁防止法や悪臭防止法等が関係しており、県、市町村の環境部局とも密接に連携を図りつつ、畜産業の振興を図る必要がある。

このため、畜産農家に対しては、適正な家畜の飼養管理や施設管理の指導を実施するとともに、畜産業の社会的意義に関する周辺住民への理解醸成に努めるものとする。

また、家畜排せつ物法の適用対象外農家を含む小規模畜産農家においては、コスト等の面から、管理方法基準が一部遵守されていないことから、法の適用対象農家においては、適正な管理に関する指導を強化するとともに、法の適用対象外農家では、技術的アドバイス、情報提供等を継続して、畜産農家の自主的な取り組みを促す。また、低コストな家畜排せつ物処理施設の整備や、堆肥センター等での家畜排せつ物処理の推進を検討する。

畜産排水対策については、平成26年度に策定した「沖縄県畜産排水対策指針」及び「畜産排水処理施設管理指導マニュアル」等、畜産臭気対策については、令和元年度に策定した「沖縄県畜産臭気対策マニュアル」を活用して、農家指導、指導者の育成を推進することとする。

なお、施設整備等を行う場合は、環境規制の強化に適切に対応するため、国の補助事業や融資制度を効果的に活用するほか、畜産クラスターの仕組み等を活用しながら、市町村と連携して環境問題に取り組むものとする。

(4) 家畜排せつ物の利用量の目標

今後、本県における畜産業については、肉用牛、豚の増頭を目標としていることから、令和12年度における家畜排せつ物発生量は、約1,616千トンになると推測される。

このうち、養豚及び酪農経営に関するふん尿処理については、堆肥や液肥としての利用が可能な場合を除いて、浄化処理を推進することとし、令和12年度は約479千トン浄化処理等に仕向けるものとする。

また、約1,137千トン堆肥やバイオマス資源等として地域内外での適正利用の推進に努める。

表4 令和12年 家畜排せつ物発生量の予測 単位:千t

項目	肉用牛	豚	乳用牛	採卵鶏	ブロイラー	合計
ふん	630	208	62	60	34	994
尿	218	386	18	—	—	622
合計	848	594	80	60	34	1,616

表5 令和12年 家畜排せつ物利用量の目標 単位:千t

家畜排せつ物 発生量	浄化・放流等	肥料利用量		
		堆肥・液肥	その他	
1,616 (100%)	479 (29.7%)	1,137 (70.3%)	1,086 (95.5%)	51 (4.5%)

第2 整備を行う処理高度化施設の内容その他の処理高度化施設の整備に関する目標

1 目標設定の基本的な考え方

本県における処理高度化施設の整備については、関係者が一体となって畜産環境保全に関する施策を計画的に推進してきた結果、家畜排せつ物法に基づく構造設備基準は、全ての適用対象農家で遵守されている。

しかし、近年の環境規制の強化等により既存の施設では、汚水処理対策や臭気対策の課題等について、十分に対応できない場合もある。

また、老朽化した家畜排せつ物処理施設の能力低下や汚水の漏出、悪臭の発生を防ぐため、計画的な補改修や機能強化を推進していくことが重要である。

このため、国の補助事業や融資制度等を有効に活用するほか、県、市町村及び農業関係団体は周辺住民に対して、①処理施設の整備状況、②整備にかかる負担等を説明することで、畜産業に対する理解醸成を図り、コミュニケーションを円滑化するとともに、必要性や効果を考慮し、処理高度化施設等の整備を推進する。

また、処理高度化施設を効果的に活用するため、処理施設の整備にあたっては、整備後の管理も含めた継続的な技術指導者等の指導体制も併せて整備することとし、地域の実情に精通した関係者及び関係機関による連携・協力を通じた支援の枠組みを構築する。

2 施設整備の目標

本県における令和元年度の家畜排せつ物処理の状況は、処理高度化施設 78.3 %、簡易処理施設 12.4 %、その他 9.3 %となっている。

表6 管理基準対応状況 単位:戸(%)

管理基準適用農家	施設対応		その他(放牧等)
	処理高度化施設	簡易処理施設	
1,594 (100%)	1,248 (78.3%)	197 (12.4%)	149 (9.3%)

資料:沖縄県調べ(令和元年12月1日現在)

今後、立地条件、経営意向を考慮し、家畜飼養規模に応じた適正な処理施設の整備に努めるものとする。

また、県、市町村及び農業関係団体は協力して、堆肥センター等の共同処理施設の積極的な活用による処理の集約化及び効率化を図るよう推進する。

なお、家畜排せつ物の液肥としての利用促進を図るためには、臭気低減のために貯留槽への曝気装置の付設や、液肥の季節的な需要変動に応じた貯留槽の適正規模を確保する必

要があることから、その整備を推進する。

一方、堆肥センター等の共同処理施設の整備に関しては、立地条件、堆肥の需給状況、利用形態、防疫衛生面を考慮の上、処理の効率化、低コスト化に努めた施設の整備を基本とする。

このため、高品質な堆肥生産に資する攪拌・通気装置を備えた堆肥化施設や、堆肥の季節的な需要変動に応じた保管庫の整備、堆肥の散布作業を省力的、効率的に行うためのマニュアルスプレッダーの導入を推進するとともに、作物の生育特性に応じた肥効調整型堆肥及び取扱性の向上を図るためのペレット堆肥、化学肥料との配合等の高機能堆肥の生産についても努めるものとする。

さらに、環境保全型農業の推進と堆肥の利用促進を円滑にするためには、肥料品質確保法に基づく堆肥の品質表示や土壌及び堆肥の分析結果に基づく適正施用が必要なことから、品質表示基準に基づく適正な対応に努める。

畜産農家については、悪臭対策、公共用水域及び地下水質の環境保全等を図る観点から、飼養規模に応じた処理高度化施設の整備や放牧地の確保により、家畜排せつ物の適正な管理及び資源としての利用を促進することで、環境と調和のとれた資源循環型畜産の構築に努めるものとする。

一方で、堆肥センター等の共同処理施設の整備については、立地条件や地域環境への影響等を考慮し、脱臭装置や遮蔽カーテンの付設、必要な悪臭対策に努め地域住民との合意形成に基づく施設整備を推進する。

3 地域ごとの施設整備の方向

(1) 耕種農業が盛んな市町村

畑地等が多く、耕種農業が盛んな地域においても、情報不足、コストや労力の問題により堆肥の利用が十分に進まない場合がある。

このため、地域での堆肥の有効活用にあたっては、環境保全型畜産確立推進指導協議会や土づくり運動推進協議会等の推進団体が連携し、堆肥の利用促進に関する普及・啓発に取り組むことと併せ、県、市町村、農業関係団体等が、畜産クラスターの仕組み等を活用する取組体制を整備するとともに、主導的役割を果たす必要がある。

今後これらの課題を解決するため、収益性を加味した袋詰め装置やマニュアルスプレッダー等の利用促進機械装置や一時保管施設等の整備を推進する。

さらに、小規模の畜産農家等において、還元用農地等条件が整っている場合は、適正な家畜排せつ物の処理・利用についても推進を図る。

(2) 周辺の環境条件が厳しい市町村

都市部や都市化が進行している地域では、水質汚濁や悪臭の発生を抑えながら、より地域住民の居住環境の保全を図っていくことが、畜産経営における課題となっている。

このため、経営規模等に応じ、近年の排水規制の強化に対応した能力を備えた汚水処理施設や施設に付設した脱臭装置、オガコ管理方式の普及促進等に努め、また、家庭菜園利用に向けた袋詰め装置やペレタイザーの整備の推進を検討する。

(3) 還元農地の不足が見込まれる市町村

今後とも畜産業が盛んであり、かつ発生する家畜排せつ物に対して還元農地が不足することが考えられる地域では、域外への供給やエネルギー利用等の農業外利用も想定した堆肥の流通も促進する必要がある。

このため、袋詰め装置やペレタイザーの導入による運搬性・取扱性の向上、運搬車や耕種農地におけるストックポイントの整備等、関係機関を含めた全県的な連携の推進に努めるものとする。

第3 家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の研修の実施その他の技術の向上に関する事項

1 技術開発の促進

これまで本県では、畜産経営における家畜排せつ物の効率的かつ低コストな処理を推進するため、セルフクリーニング式オガコ養豚や、酸化溝型回分式活性汚泥浄化処理を推進する一方、資源としての利用促進を図る観点から、液肥化処理技術についても研究開発を推進してきたところである。

今後、環境規制の強化や家畜排せつ物の利用に関するニーズの多様化に適切に対応するためには、実用的で低コストな技術開発をさらに推進することが重要である。

このため、本県では国、独立行政法人、大学、民間企業との連携を図りつつ、これまでの研究成果も踏まえ、実用的かつ効果的な技術開発の推進に努める。

(1) 汚水処理技術

- ・硝酸態窒素等の除去能力を高める技術
- ・りん回収に関する技術
- ・ICTを活用した汚水処理管理技術

(2) 臭気低減技術

- ・畜産消臭資材の活用法や組み合わせによる最適管理手法の検討
- ・ニオイセンサを活用した農場全体の臭気見える化手法の検討
- ・剪定枝オガコの家畜敷料・堆肥化に関する最適条件の検討、安全性確保に係る技術の確立

(3) 家畜排せつ物のエネルギーとしての利用の促進に関する技術

- ・エネルギー転換効率を考慮したメタン発酵処理技術
- ・消化液等の利用促進に向けた運搬技術や適正な散布方法の開発
- ・沖縄の気候、立地条件を考慮したバイオマス利用構築モデル

(4) 堆肥の利用拡大

- ・肥料取締法の改正を踏まえた新たな肥料や施肥方法の開発

等について、低コストで効果的な技術を開発するとともに、有効な技術については、その普及促進に努めるものとする。

2 情報提供及び指導体制の整備

本県において、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図るためには、畜産農家等が適切な堆肥化技術や畜産環境対策に関する新たな技術に接し、容易に習得できるようにする必要がある。そのため、県、市町村、農業関係団体が適切な指導等が行えるように、体制の構築を図る必要がある。

また、国や中央農業団体が開催する研修に積極的に参加するとともに、県、市町村及び農業関係団体が構成する「環境保全型畜産確立推進指導協議会」及び「地域協議会」を核として、技術に関する情報の提供、技術研修会の開催等を推進し、現地指導者の育成と指導者の現地対応力の向上に努めるものとする。

今後、環境規制の強化に適切に対応するため、本県の気候、立地条件等に適切に対応できる汚水処理技術や臭気低減技術を有する指導者等を育成し、指導者の現地対応力の向上のため、「沖縄県畜産排水対策指針」、「畜産排水処理施設管理指導マニュアル」、「沖縄県畜産臭気対策マニュアル」等を利用し、積極的な人材活用を図るものとする。

表7 畜産環境アドバイザーの認定状況(令和2年3月31日現在) 単位:人

畜産環境アドバイザー 認定者数 170人	受講区分	県	市町村	団体	農協
	堆肥化	70	28	9	13
	汚水処理	61	28	15	13
	臭気対策	21	0	4	6

注：認定者数は実人数、受講区分別人数は延べ人数

表8 堆肥施用コーディネーターの認定状況(令和2年3月31日現在) 単位:人

区分	県	団体	製造業者
認定者数 9人	6	1	2

第4 その他家畜排せつ物の利用の促進に関し必要な事項

1 消費者等の理解の醸成

本県畜産業の健全な発展を図るためには、家畜排せつ物が発生する家畜の飼養現場や臭気等に係る畜産環境対策に関する畜産農家の取組や努力について、消費者や周辺住民の理解を深めることが重要である。

このため、県、市町村及び農業関係団体は連携して、健全な畜産業の持続的な振興による安全・安心な食料の安定的な確保、畜産環境保全対策の取り組み、家畜排せつ物のバイオマス利活用の重要性等について、消費者や地域住民に対して、理解醸成に努めるとともに、畜産農家が周辺住民と話し合うなど、良好なコミュニケーションが図られるように、尽力するものとする。

また、取り組みの一環として、地産地消や食農教育等の推進を目的としたイベントの開催、地域で生産される堆肥を施用した農産物のブランド化、農業・畜産体験学習、市民農園の利用等を通して、資源循環を基本とした畜産業の社会的意義について、消費者や地域住民への普及啓発に努めるものとする。

2 家畜防疫、飼養衛生管理基準遵守の観点からの適切な堆肥化の徹底等による防疫対策の強化

家畜防疫、飼養衛生管理基準遵守の観点からも、堆肥のみならず、家畜排せつ物の発生から処理施設への移動、処理、保管、利用まで一連の過程を適切に行うことが重要である。

このため、野生動物等が家畜排せつ物に接触して病原体が拡散する可能性や、堆肥が野生動物等により汚染される可能性等について、家畜保健衛生所による巡回指導を活用して、注意喚起を図る。

また、県、市町村、農業関係団体は、家畜排せつ物及び堆肥の運搬に当たっては、運搬車両を通じて家畜疾病の病原体が伝搬される可能性があることも考慮し、堆肥等の散逸防止、車両の消毒、運搬ルートを検討等に努めるものとする。